平成２７年（フ）第１３３号
静岡県浜松市東区積志町714番地の２　コーポフルフル306、前住所静岡県浜松市南区渡瀬町180番地　大石コーポＤ
債務者　大熊　純恵
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６６号
横浜市南区東蒔田町12番地２
債務者　佐藤　雅之
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６７号
横浜市南区東蒔田町12番地２
債務者　佐藤　利恵
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７９号
横浜市泉区和泉町3459番地６　エンゼルグランディアいずみ中央205号
債務者　山崎　友絵（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７号
東京都西東京市ひばりが丘北３－８－17ピアニッシモ201、住民票上の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地703バーデンハイム草津405
債務者　勝沼　将樹
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２４号
東京都稲城市大丸630番地大丸アパート２号館311号
債務者　杉下　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５１２号
千葉県流山市南流山１丁目21番地の１
破産者　有限会社松岡酒店
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８８号
千葉県木更津市中里１丁目４番16号
破産者　中山　尚規
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１２５号
名古屋市北区大我麻町128番地の２
破産者　有限会社とだ家
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
岡山市中区倉益206番地１
破産者　新田　　亘
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
岡山市中区倉益206番地１
破産者　新田　和笑
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４号
岡山市中区倉富107―23、住民票上の住所岡山市中区倉益206番地１
破産者　新田　陽一
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１４号
最後の住所広島市安芸区矢野西３丁目10番２号
破産者　被相続人亡山根繁信相続財産
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０号
長崎県長崎市戸石町1321番地１
破産者　篤心水産株式会社
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
金沢市西都２丁目４番地
破産者　株式会社にのみや
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５１５号
岐阜県本巣市上保358番地
破産者　丸高興産株式会社
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７９号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目322番地７
破産者　佐藤　俊明
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９０号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2658番地の363
破産者　株式会社ひくまの出版
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係